

○熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（昭和45年条例第32号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○熊本市における建築物に附置する駐車施設等に関する条例</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、駐車場法（昭和32年法律第106号。以下「法」という。）の規定に基づき、建築物に附置する駐車施設について必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もって市民の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。</p> <p>(2) 駐車施設 自動車の駐車のための施設をいう。</p> <p>(3) 自動車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第9号に規定する自動車のうち、自動二輪車（側車付きのものを除く。）以外のものをいう。</p> <p>(4) 駐車場整備地区 法第3条第1項に規定する駐車場整備地区をいう。</p> <p>(5) 特定用途 法第20条第1項の規定により駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第18条に規定する劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場の用途をいう。</p> <p>(6) 非特定用途 特定用途以外の用途をいう。</p>	<p>○熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、駐車場法（昭和32年法律第106号。以下「法」という。）の規定に基づき、建築物に附置する駐車施設について必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もって市民の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。</p> <p>(2) 駐車施設 自動車の駐車のための施設をいう。</p> <p>(3) 自動車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第9号に規定する自動車のうち、自動二輪車（側車付きのものを除く。）以外のものをいう。</p> <p>(4) 駐車場整備地区 法第3条第1項に規定する駐車場整備地区をいう。</p> <p>(5) 特定用途 法第20条第1項の規定により駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第18条に規定する劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場の用途をいう。</p> <p>(6) 非特定用途 特定用途以外の用途をいう。</p>

(7) 特定部分 法第20条第1項に規定する特定部分をいう。

(8) 非特定部分 特定部分以外の部分をいう。

(9) 滞在快適性等向上区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第2項第5号の滞在快適性等向上区域をいう。

(10) 集約駐車施設 都市再生特別措置法第46条第14項第3号ハの集約駐車施設をいう。

（建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置）

第3条 駐車場整備地区内において、別表第1の1の項に掲げる用途に供する建築物で、同表の2の項に掲げる規模のものを新築し、又は当該規模となる増築をし、若しくは当該規模のものについて増築をしようとする者は、同表の3の項に定める基準により算定した規模以上の規模を有する駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、その全部を非特定用途に供する建築物で特に駐車施設を附置する必要がないと市長が認めるものについては、この限りでない。

2 特定部分及び非特定部分を有する建築物については、その全部を特定用途に供する建築物とみなして前項の規定を適用する。この場合において、非特定部分の延べ面積に3分の2を乗じて得た面積と特定部分の延べ面積との合計面積をその建築物の延べ面積とする。

3 滞在快適性等向上区域における第1項の規定の適用については、第6条第2項の規定により附置する車椅子利用者のための駐車施設を除き、第1項中「その建築物又はその建築物の敷地内」とあるのは、「その建築物若しくはその建築物の敷地内又はその建築物の敷地からおおむね500メートル以内にある集約駐車施設内」とする。

（荷さばきのための駐車施設の附置）

第3条の2 駐車場整備地区内において、特定用途のうち百貨店その他の店舗又は事務所の用途に供する部分の床面積が3,000平方メートルを超える建築

(7) 特定部分 法第20条第1項に規定する特定部分をいう。

(8) 非特定部分 特定部分以外の部分をいう。

（建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置）

第3条 駐車場整備地区内において、別表第1の1の項に掲げる用途に供する建築物で、同表の2の項に掲げる規模のものを新築し、又は当該規模となる増築をし、若しくは当該規模のものについて増築をしようとする者は、同表の3の項に定める基準により算定した規模以上の規模を有する駐車施設をその建築物その建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、その全部を非特定用途に供する建築物で特に駐車施設を附置する必要がないと市長が認めるものについては、この限りでない。

2 特定部分及び非特定部分を有する建築物については、その全部を特定用途に供する建築物とみなして前項の規定を適用する。この場合において、非特定部分の延べ面積に3分の2を乗じて得た面積と特定部分の延べ面積との合計面積をその建築物の延べ面積とする。

【新規】

物を新築し、又は当該規模となる増築をし、若しくは当該規模のものについて増築をしようとする者は、第1号又は第2号に掲げる用途に供する部分の床面積をそれぞれ当該各号に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（当該合計した数値に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数値）の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。

(1) 百貨店その他の店舗 3,000平方メートル

(2) 事務所 8,000平方メートル

2 前項の規定にかかわらず、事務所の用途に供する部分の床面積が10,000平方メートルを超える建築物にあつては、次の各号に掲げる事務所の用途に供する部分の床面積の区分に応じそれぞれ当該各号に定める数値を合計した数値に10,000を加えた数値を当該事務所の床面積とみなして、同項の規定を適用する。

(1) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の部分の床面積 当該床面積に0.7を乗じて得た数値

(2) 50,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内の部分の床面積 当該床面積に0.6を乗じて得た数値

(3) 100,000平方メートルを超える部分の床面積 当該床面積に0.5を乗じて得た数値

3 第1項の規定にかかわらず、延べ面積が6,000平方メートルに満たない建築物にあつては、同項の合計した数値（同項に規定する端数処理を行う前のもの）に次の式により算出して得た数値を乗じて得た数値（当該乗じて得た数値に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数値）を同項の合計した数値とみなして、同項の規定を適用する。

1 - $\frac{6,000\text{平方メートル}-\text{建築物の延べ面積}}{\text{建築物の延べ面積}}$

4 前3項の規定にかかわらず、共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備及び活用その他の代替措置によりこの条による荷さばきのための駐

車施設の整備と同等以上の効果があると市長が認める場合における当該台数については、市長が別に定める台数以上とすることができる。

5 前各項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の駐車台数は、前条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に含めることができる。

(建築物の用途変更の場合の駐車施設の附置)

第4条 駐車場整備地区内において、建築物の部分の用途の変更（以下「用途変更」という。）で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が、別表第2の1の項に掲げるものとなるものために大規模の修繕又は大規模の模様替（建築基準法第2条第14号又は第15号に規定するものをいう。以下同じ。）をしようとする者又は特定部分の延べ面積が同表の1の項に掲げるものの建築物の用途変更で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が増加することとなるものために大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者は、同表の2の項に定める基準により算定した規模以上の規模を有する駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。

2 滞在快適性等向上区域における前項の規定の適用については、同項中「その建築物又はその建築物の敷地内」とあるのは、「その建築物若しくはその建築物の敷地内又はその建築物の敷地からおおむね500メートル以内にある集約駐車施設内」とする。

3 前条の規定は、駐車場整備地区内において、用途変更により、特定用途のうち百貨店その他の店舗又は事務所の用途に供する部分の床面積が3,000平方メートルを超えることとなる大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者について準用する。

(建築物の敷地が地区の内外にわたる場合)

第5条 建築物の敷地が、駐車場整備地区及びそれ以外の地域の2以上にわたるときは、当該敷地の最も大きな部分の属する地区又は地域に当該建築物が

(建築物の用途変更の場合の駐車施設の附置)

第4条 駐車場整備地区内において、建築物の部分の用途の変更（以下「用途変更」という。）で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が、別表第2の1の項に掲げるものとなるものために大規模の修繕又は大規模の模様替（建築基準法第2条第14号又は第15号に規定するものをいう。以下同じ。）をしようとする者又は特定部分の延べ面積が同表の1の項に掲げるものの建築物の用途変更で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が増加することとなるものために大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者は、同表の2の項に定める基準により算定した規模以上の規模を有する駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。

(建築物の敷地が地区の内外にわたる場合)

第5条 建築物の敷地が、駐車場整備地区及びそれ以外の地域の2以上にわたるときは、当該敷地の最も大きな部分の属する地区又は地域に当該建築物が

あるものとみなす。

2 建築物の敷地が滞在快適性等向上区域の内外にわたる場合においては、当該敷地の過半が当該区域内にあるときに限り、当該区域内に当該建築物の敷地があるものとみなして前3条の規定を適用する。

(駐車施設の規模)

第6条 第3条及び第4条の規定により附置すべき駐車施設は、駐車のために供する部分を駐車台数1台につき幅2.3メートル以上奥行5メートル以上とし、自動車が無効に駐車し、かつ、出入りできるものでなければならない。

2 前項の駐車施設(特定部分を有する建築物の駐車施設に限る。)の駐車のために供する部分のうち1台以上は、同項の規定にかかわらず、車椅子利用者のための駐車施設として、駐車台数1台につき幅3.5メートル以上、奥行5メートル以上としなければならない。ただし、車椅子利用者のための駐車施設を2台以上隣接して設ける場合であって、当該隣接する2台の車椅子のための駐車施設の間に幅1メートル以上の共有の乗降部分を設けるときは、当該乗降部分に隣接する車椅子のための駐車施設の幅を1台につき2.5メートル以上とすることができる。

3 第3条の2の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設は、駐車台数1台につき幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、有効高3メートル以上とし、自動車が無効に駐車し、かつ、出入りできるものでなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、特殊な装置を用いる駐車施設で、自動車が無効かつ安全に駐車することができるものと市長が認めるものについては、適用しない。

(駐車施設の附置の特例)

第7条 第3条から第4条までの規定により駐車施設を附置すべき者(滞在快適性等向上区域においては、集約駐車施設に駐車施設を附置することができる者

あるものとみなす。

(駐車施設の規模)

第6条 第3条及び第4条の規定により附置すべき駐車施設は、駐車のために供する部分を駐車台数1台につき幅2.5メートル以上奥行6メートル以上とし、自動車が無効に駐車し、かつ、出入りできるものでなければならない。

【新規】

【新規】

2 前項の規定は、特殊な装置を用いる駐車施設で、自動車が無効かつ安全に駐車することができるものと市長が認めるものについては適用しない。

(駐車施設の附置の特例)

第7条 第3条及び第4条の規定により駐車施設を附置すべき者

を除く。)は、建築物の構造又は敷地の状態により駐車施設を附置することが著しく困難又は不相当と市長が認める場合は、第3条から第4条までの規定にかかわらず、当該建築物の敷地からおおむね500メートル以内(荷さばきのための駐車施設及び車椅子利用者のための駐車施設にあつては、おおむね50メートル以内)の場所に駐車施設を設置することができる。

(公共交通の利用促進に係る特例)

第7条の2 第3条及び第4条(第3項を除く。)の規定により駐車施設を附置しなければならない建築物の所有者又は管理者が、当該建築物の利用者に対し公共交通機関の利用促進に資する措置(以下「公共交通利用促進措置」という。)を講じた場合は、規則で定めるところにより、当該建築物に附置しなければならない駐車施設(車椅子利用者のための駐車施設を除く。)の台数を減ずることができる。

2 前項の規定により駐車施設の台数を減じようとする建築物の所有者又は管理者は、規則で定めるところにより、公共交通利用促進措置に関する計画(以下「公共交通利用促進計画」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。承認を受けた公共交通利用促進計画を変更しようとするときも、同様とする。

3 前項の承認を受けた所有者又は管理者が公共交通利用促進措置を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 第2項の承認を受けた所有者又は管理者は、規則で定めるところにより、公共交通利用促進措置の実施状況について市長に報告しなければならない。

5 市長は、第2項の承認を受けた所有者又は管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

(1) 当該承認を受けた公共交通利用促進計画に定める公共交通利用促進措置の全部又は一部を講じないとき。

(2) 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

は、建築物の構造又は敷地の状態により駐車施設を附置することが著しく困難又は不相当と市長が認める場合は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内

の場所に駐車施設を設置することができる。

【新規】

6 第3項の規定により廃止の届出をし、又は前項の規定により承認を取り消された建築物の所有者又は管理者は、第3条及び第4条の規定に適合するように当該建築物に駐車施設を附置しなければならない。

(適用除外及び地区又は地域の変更に伴う特例)

第8条 建築基準法第85条に規定する仮設建築物を新築し、増築し、又は当該建築物の用途変更をしようとする者に対しては、第3条から第4条までの規定は適用しない。

2 この条例の施行後、新たに駐車場整備地区に指定された区域内において、当該地区に指定された日の翌日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途変更のための工事に着手した者については、第3条から第4条までの規定にかかわらず、当該地区の指定前の例による。

【削る】

3 この条例の施行後、新たに滞在快適性等向上区域に指定された区域内において、当該指定の日の翌日から起算して6月を経過する日までに建築物の新築、増築又は用途変更のための工事に着手した者に対する第7条の規定の適用については、同条中「附置すべき者（滞在快適性等向上区域においては、集約駐車施設に駐車施設を附置することができる者を除く。）」とあるのは、「附置すべき者」とする。

4 第3条第3項又は第4条第2項の規定により集約駐車施設内に駐車施設を附置した場合において、当該駐車施設に係る建築物の敷地が滞在快適性等向上区域でなくなったときは、その時点において既に当該集約駐車施設内に附置されていた駐車施設については、第6条第1項の規定に適合するものに限り、第3条又は第4条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に含め

(適用除外_____)

第8条 建築基準法第85条に規定する仮設建築物を新築し、増築し、又は当該建築物の用途変更をしようとする者に対しては、第3条及び第4条の規定は適用しない。

2 この条例の施行後、新たに駐車場整備地区に指定された区域内において、当該地区に指定された日の翌日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途変更のための工事に着手した者については、第3条及び第4条の規定にかかわらず、当該地区の指定前の例による。

3 この条例の施行後、新たに法第20条の規定に基づき、駐車施設を附置しなければならない地区に指定された地域内において、当該地区に指定された日の翌日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途変更のための工事に着手した者については、第3条及び第4条の規定にかかわらず、当該地区の指定前の例による。

【追加】

【追加】

ることができる。

(届出義務)

第9条 第3条から第4条まで又は第7条の規定により駐車施設を附置し、又は設置しようとする者は、当該駐車施設の位置、規模及び構造等をあらかじめ市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も、同様とする。

(駐車施設の管理)

第10条 この条例の規定により附置し、又は設置した駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査等)

第11条 市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、建築物若しくは駐車施設の所有者又は管理人から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして当該建築物若しくは当該駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第12条 市長は、第3条から第4条まで、第6条、第9条又は第10条の規定に違反した者に対して、相当の期間を定め駐車施設の附置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、書面 により行うものとする 。

(届出義務)

第9条 第3条、第4条 又は第7条の規定により駐車施設を附置し、又は設置しようとする者は、当該駐車施設の位置、規模及び構造等をあらかじめ市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も また 同様とする。

(駐車施設の管理)

第10条 この条例の規定により附置し、又は設置した駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査等)

第11条 市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、建築物若しくは駐車施設の所有者又は管理人から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして当該建築物若しくは当該駐車施設に立入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第12条 市長は、第3条、第4条 、第6条、第9条及び第10条の規定に違反した者に対して、相当の期間を定め駐車施設の附置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、措置命令書により行うものとし、その様式は、規則で定める。

3	駐車施設の規模の基準	建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超える部分	建築物の延べ面積が3,000平方メートルを超える部分
		の面積	の面積
		に対して600平方メートルまでごとに1台	に対して900平方メートルまでごとに1台

3	駐車施設の規模の基準	建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超える部分	建築物の延べ面積が3,000平方メートルを超える部分
		(延べ面積が2,000平方メートルを超えている建築物について増築する場合にあっては、その増築に係る部分)の面積	(延べ面積が3,000平方メートルを超えている建築物について増築する場合にあっては、その増築に係る部分)の面積
		に対して300平方メートルまでごとに1台	に対して450平方メートルまでごとに1台

別表第2 (第4条関係)

1	建築物の規模	特定部分の延べ面積（観覧場の屋外観覧席を含み、駐車施設の用途に供する部分の床面積を除く。下欄において同じ。）が2,000平方メートルを超えるもの
2	駐車施設の規模の基準	特定部分の延べ面積が2,000平方メートルを超える部分 の面積に対して600平方メートルまでごとに1台

別表第2

1	建築物の規模	特定部分の延べ面積（観覧場の屋外観覧席を含み、駐車施設の用途に供する部分の床面積を除く。下欄において同じ。）が2,000平方メートルを超えるもの
2	駐車施設の規模の基準	特定部分の延べ面積が2,000平方メートルを超える部分 (特定部分の延べ面積が2,000平方メートルを超えている建築物について、当該用途変更により特定部分の延べ面積が増加する場合にあっては、その増加する部分) の面積に対して300平方メートルまでごとに1台

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の2並びに第6条第2項及び第3項の規定

は、この条例の施行の日以後に建築物の新築、増築又は用途変更のための工事に着手した者について適用し、同日前に建築物の新築、増築又は用途変更のための工事に着手した者については、なお従前の例による。

(現に滞在快適性等向上区域に指定されている区域に関する特例)

- 3 この条例の施行の日において、現に滞在快適性等向上区域に指定されている区域における新条例第8条第3項の規定の適用については、同項中「当該指定の日の翌日から起算して6月を経過する日まで」とあるのは、「令和4年10月1日又は当該指定の日から起算して6月を経過する日のいずれか遅い日まで」とする。